



2025年10月9日

令和6年経済センサス基礎調査の問題点

市区町村レベルでは産業構造の時系列的な変化を厳密に把握できず

- 2025年5月30日に総務省より「令和6年経済センサス基礎調査」が公表された。ただ、今回の基礎調査では、「雇用者のいない個人経営の事業所」を調査対象としておらず、過去の経済センサスと厳密な意味での比較ができなくなっている。この変更については、2023年3月に統計委員会に諮問がなされ、同年6月に、「報告者（筆者注：調査の回答者）や地方公共団体及び統計調査員の負担の軽減・回避、費用対効果等の観点」との理由から、総務大臣は変更を承認して差し支えないとの答申が出された。
- こうした理由や、「事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報の整備」という経済センサス基礎調査の目的から、今回の変更に一定の理解を示すことはできるが、地域、特に市区町村レベルの経済構造及び産業構造の時系列での把握という観点からは、懸念を示さざるを得ない判断である。というのも、地域の行政施策や各種計画の策定の際に行われる現状把握のための調査においては、時系列比較という観点が極めて重要であるにもかかわらず、「令和元年経済センサス基礎調査」、「令和3年経済センサス活動調査」に続いて、「令和6年経済センサス基礎調査」でもそれが厳密にできない状況となっており、これは大きな問題である。この点について統計委員会で議論があったかどうかについて、公表資料に記載はないが、この問題がそもそも認識されていないとすると、憂慮すべきことである。
- このように「令和6年経済センサス基礎調査」を用いて厳密な時系列比較はできないものの、「雇用者のいない個人経営の事業所」と比較的概念に近い「常用雇用者規模0人の個人経営の事業所」を「令和3年経済センサス活動調査」から除くことで、業種別に従業者数の時系列比較を行うことが可能と考えられる。ただ、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業では、こうした調整による影響が大きく出やすいため、注意が必要である。

1. 2025年5月30日に令和6年経済センサスが公表

2025年5月30日に総務省より「令和6年経済センサス基礎調査」が公表された。経済センサス基礎調査とは、日本全国の事業所や企業の所在地、業種、従業者数などの基本情報を網羅的に収集する統計調査であり、これを用いることで地域ごとの産業構造などを把握でき、政府や自治体が経済政策を立案する際の根拠資料としても活用されている。また、他の統計調査の対象を選定するための情報源（母集団情報）としても重要な役割を果たしている。なお、経済センサスには「基礎調査」以外に「活動調査」が存在しており、こちらは事業所や企業が行っている経済活動の実態、すなわち売上高や費用、設備投資などの詳細な業務内容を把握することを目的としている。両調査の関係性を、誤解を恐れずにざっくりと言うと、基礎調査で調査対象の名簿を整備

し、それに基づき活動調査を行うといったものである。これまで経済センサス基礎調査は、2009年、2014年、2019年、2024年（今回の経済センサス基礎調査）に調査が行われ、活動調査は2012年、2016年、2021年に実施された（次回は2026年の経済センサス活動調査）。

さて、やや前置きが長くなったが、本稿では、令和6年（2024年）の経済センサス基礎調査を扱うことにする。同調査に関しては、総務省が調査結果の概要として、「令和6年経済センサス - 基礎調査（民営事業所）速報集計結果」¹を公表しており、この資料の3ページ目に、下線付きで「令和6年経済センサス - 基礎調査（甲調査）は、「雇用者のいない個人経営の事業所」を調査対象としておらず、令和3年経済センサス - 活動調査や令和元年経済センサス - 基礎調査を始めとした過去の経済センサスとは調査対象範囲が異なっているため、比較には留意が必要である。」との利用上の注意が示されている。以下では、この注がどのような意味を持つものであり、またそれが、地域の経済構造及び産業構造の動的な把握という観点から、看過しがたい問題であることを確認していくことにする。

2. 「雇用者のいない個人経営の事業所」を調査対象外とする問題点

前述の通り、今回の基礎調査では、「雇用者のいない個人経営の事業所」を調査対象としておらず、過去の経済センサスと厳密な意味での比較ができなくなっている。経済センサスは基幹統計²であることから、その変更にあたっては、統計法第11条第1項の規定に基づき、事前に総務大臣の承認を受けなければならない³。また、総務大臣はこうした変更に関わる申請があった場合、原則として統計委員会に諮問し、その意見を聞くこととされている。

このため、「雇用者のいない個人経営の事業所」を調査対象としないという変更についてもあらかじめ総務大臣の承認が必要であり、承認前に統計委員会に諮問がなされている。具体的には、2023年3月に統計委員会に諮問がなされ、同年6月に変更を承認して差し支えないとの答申が出された。この答申（諮問第171号の答申）の内容をみると、変更を承認してもよい理由として、「調査対象外とする個人経営の事業所（雇用者なし）は売上高全体に占める割合が小さい⁴一方で、事業所数は相当数（約100万事業所）に上ることから、報告者や地方公共団体及び統計調査員の負担の軽減・回避、費用対効果等の観点から、適当である」を挙げていることが分かる。

こうした理由や、そもそも経済センサス基礎調査の目的の1つが「事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報の整備」というものであることから、今回の変更により一定の理解を示すことはできる。ただ、地域経済の分析を生業としている者としては、この変更に関して、強烈な不満を表明せざるを得ない。というのも、地域、特に市区町村レベルの経済構造及び産業構造を網羅的かつ動的に把握することができる統計は、経済センサスしかない。にもかかわらず、「令和元年経済センサス基礎調査」、「令和3年経済センサス活動調査」に続いて、「令和6年経済

¹ https://www.stat.go.jp/data/e-census/2024/pdf/kou_kekka_s.pdf

² 国勢統計、国民経済計算、その他国の行政機関が作成する統計のうち総務大臣が指定する特に重要な統計。

³ 詳しくは総務省「基幹統計調査及び一般統計調査の承認申請等に関する事務マニュアル」を参照。

⁴ 同答申によれば、調査対象外とする個人経営の事業所（雇用者なし）は、売上高全体に占める割合が小さい（0.4%程度）としている。

センサ基礎調査」でも厳密な時系列比較ができない状況となっている。

まず、「令和元年経済センサ基礎調査」では、国税庁の法人番号公表サイトを用いて過去の調査では捉えられていなかった事業所（外観からの確認では把握が困難、などが理由）も調査対象となった。これにより、事業所母集団データベース⁵のカバレッジが拡大し、財務省所管の基幹統計である法人企業統計調査の母集団名簿との乖離が改善した。その一方で、新規に把握された事業所が急増したことから、過去の経済センサとの、厳密な意味での時系列比較ができなくなってしまった。また、「令和元年経済センサ基礎調査」においては、調査員の負担軽減の観点から、新規把握事業所に対してのみ調査票を配布し、産業、従業者規模、売上高などの基本的事項を把握した一方で、既存の事業所については、調査員が活動状況などを把握するにとどめたことから、総数としての事業所数が分かるだけで、産業別などの情報が一切分からない状況となった。

この結果、続く「令和3年経済センサ活動調査」で、産業別などの情報が分かったとしても、「令和元年経済センサ基礎調査」と比較することで、地域の産業構造の変化を確認することができない。また、前述の通り、「令和元年経済センサ基礎調査」より前の経済センサと、それ以降の経済センサは比較できないことから、「令和3年経済センサ活動調査」は時系列比較ができない調査となってしまった。

ここでさらに、「令和6年経済センサ基礎調査」で「雇用者のいない個人経営の事業所」を調査対象としないという変更を行ったことから、「令和元年経済センサ基礎調査」、「令和3年経済センサ活動調査」、「令和6年経済センサ基礎調査」と3回分の経済センサが時系列比較できない状況となった。繰り返しになるが、経済センサ基礎調査が「事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報の整備」という点は理解しているものの、行政施策や各種計画の策定の際に行われる現状把握のための調査においては、時系列比較という観点が極めて重要である。にもかかわらず、経済センサにおいて、「平成28年経済センサ活動調査」を最後に、それより後の調査で時系列比較ができなくなっていることは大きな問題である。「平成28年経済センサ活動調査」と「令和3年経済センサ活動調査」は時系列比較ができない状況になっていたのであるから、せめて「令和6年経済センサ基礎調査」は時系列比較の視点を優先して調査を行ってもよかったのではないだろうか。この点について統計委員会で議論があったかどうかについて、公表資料に記載はないが、この問題がそもそも認識されていないとすると、それはそれで憂慮すべきことである。

3. 「令和3年経済センサ活動調査」と「令和6年経済センサ基礎調査」を比較する方法はあるか

この問題点を踏まえ、ここからは「令和6年経済センサ基礎調査」を用いて、地域、特に市区町村レベルにおける経済構造や産業構造の時系列的な変化を、どのように把握できるかを検討していくこととする。まず、「令和3年経済センサ活動調査」の集計事項で「雇用者のいない

⁵ 事業所母集団データベースに収められた全国の事業所・企業に関する情報は、行政機関の行う統計調査の調査対象の抽出に用いられるなど、国や地方公共団体において、経済統計を正確に作成するための名簿情報の提供及び管理のための重要なインフラとなっている。このデータベースの更新も、経済センサの目的の1つである。

個人経営の事業所」の数を特定できれば、総数からそれを引いて、「令和6年経済センサス基礎調査」と比較することができる。ただ、残念ながら、「雇用者のいない個人経営の事業所」を特定できるような集計は存在しない。そこで次善の策として、これに近い集計項目を探すと、「常用雇用者規模0人の事業所」が該当する。

経済センサスの用語の解説をみると、常用雇用者とは、「事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。」とされている。この常用雇用者に臨時雇用者を足したものが雇用者と考えられる。ここで「考えられる」と書いたのは、経済センサスでは、雇用者についての解説はなく、従業者の内訳として、「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」、「臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用）」、「他への出向・派遣従業者」が定義されているだけである⁶。なお、「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の合計が「常用雇用者」となる。経済センサスでは、事業所数を規模ごとに集計しており、この規模として常用雇用者の数が使われている。例えば、「常用雇用者規模0人」、「常用雇用者規模1～4人」、…、「常用雇用者規模300人以上」といった具合である。「常用雇用者規模0人」は「雇用者のいない」にかなり近い概念である（ただし、臨時雇用者分は差異がある）。

「令和3年経済センサス活動調査」の事業所に関する集計一覧をみると、11表～16表、21表に常用雇用者規模別のデータがあることが分かる（図表1）。常用雇用規模の部分（黄色で塗りつ

図表1 「令和3年経済センサス活動調査」の集計事項一覧（事業所に関する集計）

表番号		集計対象				分類事項						地域区分								
主番号	枝番号	全事業所	民営事業所	団体を除く 外国の会社、 法人でない	うち会社	産業分類	企業産業分類	経営組織	従業者規模	常用雇用者規模	企業常用雇用者規模	事業従事者規模	全国	都道府県	郡・支庁等	大都市	市 県庁所在市・人口30万以上	市区町村	町丁・大字	
11		○				小		5		15			○							
12		○				小		5		10			○	○		○				
13		○				中		2		15			○	○		○	○			
14		○				中		2		10			○	○				○		
15	1		○			小				15			○	○		○				
15	2		○			小				15			○	○		○				
16	1		○			中		4		10			○	○		○				
21					○	中				10			○							

注：集計対象、分類事項の一部及び表象事項は省略している。

出所：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」より浜銀総研作成

⁶ 従業者の定義については、令和3年経済センサス活動調査の用語の解説 (https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/pdf/k_yougo.pdf) を参照。

ぶし)にある数字は規模の区分を示している。例えば、15区分であれば、「常用雇用者規模0人」の区分から始まって、「常用雇用者規模1,000人以上」までの15の区分ごとに(それぞれの規模の)事業所数のデータがあることをあらわしている。

「雇用者のいない個人経営の事業所」を特定したいので、次に、個人経営の集計を確認したい。個人経営の数をみるには、経営組織の分類をみる必要がある。経営組織には2、4、5の区分がある。このうち、個人経営の数値を確認できるのは4と5の区分だけである。2区分は「総数」と「うち民営」が分かるのみである。実はここでかなり大きな問題にぶつかることになる。ここまできてきた常用雇用者規模と経営組織で条件にあう表は11表、12表、16表になるのだが、これらの表は、市区町村別の集計がなく、確認できるのは、都道府県別、大都市別ということになる。ここで大都市とは、東京特別区(区ごとではなく、23区まとめて1地域)と政令指定都市である。常用雇用者規模0人の事業所はほとんど個人経営であるという仮定が成り立てば、個人経営にこだわらず14表を使い、市区町村別の結果を使うことができる。そこで、常用雇用者規模0人の「民営」と「民営・個人経営」の事業所数、従業者数にどれくらいの差があるのかを確認してみよう。常用雇用者規模0人の民営の事業所は全国で146万3,872か所であり、そのうち個人経営は93万8,977か所となっており、両者の差は52万4,895か所と大きい。従業者数(全国)でも、民営は234万7,246人であり、そのうち個人経営は134万4,485人となっており、その差は100万2,761人にもなる。「令和6年経済センサス基礎調査」との比較のために、「令和3年経済センサス活動調査」の総数(常用雇用者規模計)から常用雇用者規模0人の民営(個人経営ではなく)を引いてしまうと、引き過ぎになってしまうことが分かった。

この点から言っても、今回の「令和6年経済センサス基礎調査」には大きな問題があると言わざるを得ない。地域、特に市区町村レベルでの時系列比較の観点を考慮していれば、「令和3年経済センサス活動調査」の集計項目を調整することで、「令和6年経済センサス基礎調査」と比較できるように、調査対象外とするのを「常用雇用者規模0人の民営の事業所」とするような変更が検討されていたはずである。ここまでの議論から言って、そもそもこうした時系列比較の観点が問題として認識されていなかったのではないかと推察される。

4. 横浜市について、「令和3年経済センサス活動調査」と「令和6年経済センサス基礎調査」を比較した結果

以上のように市区町村レベルでは、「令和3年経済センサス活動調査」と「令和6年経済センサス基礎調査」を比較することが困難であると分かったため、以下では、比較可能と考えられる都道府県別、大都市別の結果(「令和3年経済センサス活動調査」の12表と16表。なお、11表は全国の数値のみで地域別の結果がない)を確認して本稿を終えたいと思う。

「令和6年経済センサス基礎調査」によると、2024年6月1日時点の全国の民営事業所数(事業内容等不詳の事業所を除く)は372万6,874か所となっている。これを2021年6月1日時点の事業所数(515万6,063か所、「令和3年経済センサス活動調査」と比較すると、27.7%の大きな減少となる。言うまでもなく、これは「令和6年経済センサス基礎調査」の結果に「雇用者のいない個人経営の事業所」が含まれないためである。これまでの議論の通り、「令和3年経済センサス活動調査」より「常用雇用者規模0人の個人経営の事業所」を除いた結果をみると、2021

年6月1日時点で事業所数は421万7,086か所となり、この値と2024年の数値を比較すると、11.6%減となっている^{7,8}。同様の調整で従業者数をみると、2021年6月1日時点で5,660万5,430人となり、2024年はそこから3.4%減の5,467万6,396人であった⁹。

これをさらに都道府県別にみたものが図表2である。「令和3年経済センサス活動調査」から「常用雇用者規模0人の個人経営の事業所」を除くという作業を行った「調整あり」と、行っていない「調整なし」の2021年比の差（赤丸のマーカー）をみると、大都市を有する都道府県で両者の差が小さいことが分かる。これは大都市を有する都道府県ほど、全民事業所に占める常用雇用者規模0人の民営・個人経営の事業所の割合が低いためである。つまり大都市を有する都道府県では、小規模の企業の存在感が小さく、「常用雇用者規模0人の個人経営の事業所」を除くことの影響度が相対的に小さくなっていると考えられる。なお、「調整あり」と「調整なし」の差が最も大きいのが、事業所では、高知県（差が23.2%ポイント）、従業者では、和歌山県（差が4.3%ポイント）となっている。逆に一番小さいのは、事業所、従業者ともに東京都（差が事業所で10.5%ポイント、従業者で1.0%ポイント）となっている。事業所はその規模が大きかろうと、小さかろうと1か所は1か所であるため、調整を行う影響度が従業者に比べて大きい。一方で、従業者については、言うまでもなく事業所の規模が大きいところほど数が多く、小さいほど数が少なくなるため、常用雇用者規模0人という規模の小さい事業所の従業者数を落としても、その影響度は小さいということになる。

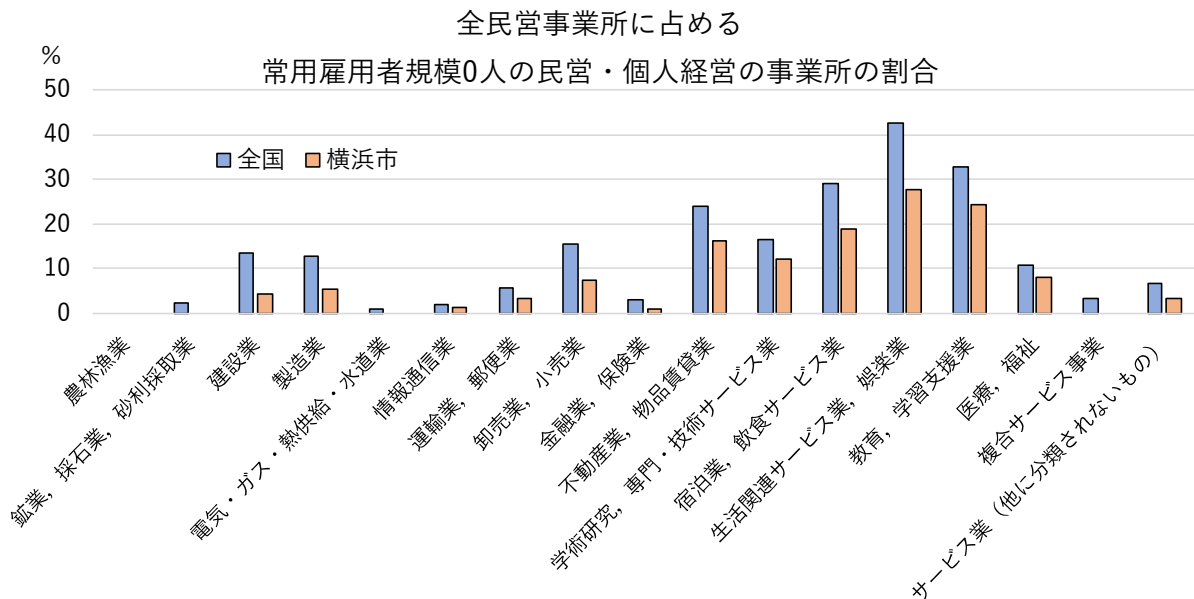
⁷ 厳密にはもう少し大きめの減少率となる可能性がある。というのも、今回は常用雇用者が0人であれば、取り除く形になっているが、厳密な意味では雇用者が0人の事業所を除くという調整がしたい。つまり、常用雇用者規模が0人であっても臨時雇用者が1人でもいれば雇用者がいるとして、除外されないようにしたい。しかし、今回の方法はこういった調整にはなっておらず、臨時雇用者の数に関係なく、常用雇用者が0人であれば、取り除いているため、「令和3年経済センサス活動調査」から調整し過ぎている（結果、事業所数の減少率が小さくなっている）可能性がある点には注意を要する。

⁸ 脚注7とは逆に2021年から2024年にかけて事業所数は増えているのでは、との感想を持たれた読者もいるだろう。2024年の事業所数を事業内容等不詳の事業所を含むベースでみると、506万2,179か所となっている。試みに、2021年についても事業内容等不詳の事業所を含むベースで、そこから「常用雇用者規模0人の個人経営の事業所」の数を引いた数値をみると、490万5,111か所となる。この数値で2024年の2021年比をみると、3.2%の増加となることが確認できる。ここで、このような数値を紹介したのは、事業内容等不詳の事業所を含むか、含まないかで増減率が正にも負にもなるという状況を伝えなかったためである。この問題については、本稿が対象とする分析の範囲を超えるため、これ以上議論をしないが、対応が必要な問題と言える。なお、事業内容等が不詳な事業所は、その名の通り事業内容が不詳である（業種などが分からない）ということ以外に分析に資する情報がないため、本稿では事業内容等が不詳な事業所を除くベースで議論を行っている。

⁹ ここでも従業者数は本当に減っているのだろうか、という疑問を持たれた読者がいるだろう。総務省「労働力調査」でみると、2024年の従業者数（就業者数－休業者数）は2021年比で1.2%の増加となっている。この点についても、事業内容等が不詳な事業所が影響している可能性がある。事業内容等が不詳な事業所は、その名の通り事業内容が不詳なので、従業者数も調査できておらず、この分が経済センサスではカウントできていない。一方で、労働力調査は世帯を対象とした標本調査であるという違いがある。こうした違いを理解しながら、調査を進めていくことが重要である（統計で数値が出ているから、それがすべて正しいとは限らない）。

「調整あり」の場合の影響を考えるには、まず、業種ごとの、全営事業所に占める常用雇用者規模0人の民営・個人経営の割合をみる必要がある。この割合が高ければ、常用雇用規模0人の民営・個人経営を除くという調整の影響が大きく出ることになる。全国でこの割合(2021年)をみると、業種計の18.2%を超えている業種が不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業であることが分かる(図表3)。横浜市でもほぼ同様の傾向を示しており、一部のサービス業については、「調整あり」の影響が大きく出ることになる。

図表3 一部サービス業では常用雇用者規模0人の個人経営の事業所の割合が高い



出所：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」より浜銀総研作成

実際、事業所について、「調整あり」と「調整なし」の業種別構成比をみると、先に挙げた一部のサービス業において「調整あり」の構成比が「調整なし」と比べて大きく低下していることが分かる(その低下した分は、事業所数がそもそも多い業種の構成比を押し上げる形になっている、図表4)。その一方で、従業者については調整による業種別構成比の変化がそれほど大きくないことも確認できた。従業者については、事業所の規模が大きいところほど数が多く、小さいほど数が少なくなるため、常用雇用者規模0人という規模の小さい事業所の従業者数を落としても、その影響は小さいことになる。この点を踏まえると、「調整あり」の「令和3年経済センサス活動調査」と、「令和6年経済センサス基礎調査」(雇用者のいない個人経営の事業所は調査対象外)の産業構造を比較する際には、(事業所数ではなく)従業者数を用いることが適切と考えられる。

なお、特化係数(業種別に、ある地域の構成比/全国の構成比)への影響は、調整によって全国(分母)とある地域(分子)で業種の構成比がどれくらい変化するかによって変わる。調整によって分母、分子ともに低下しても、分母の低下ペースが分子よりも大きい(小さい)ければ、特化係数は上昇(低下)する。例えば、横浜市の生活関連サービス業、娯楽業の特化係数(2021

図表 4 調整あり・なしの業種別構成比の差

%, %ポイント

業種別構成比 (2021年)	事業所						従業者					
	全国			横浜市			全国			横浜市		
	調整あり (A)	調整なし (B)	A-B	調整あり (A)	調整なし (B)	A-B	調整あり (A)	調整なし (B)	A-B	調整あり (A)	調整なし (B)	A-B
農林漁業	1.0	0.8	0.2	0.2	0.2	0.0	0.8	0.8	0.0	0.1	0.1	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	10.0	9.4	0.6	10.6	9.8	0.7	6.4	6.4	0.0	6.3	6.3	0.0
製造業	8.5	8.0	0.5	5.5	5.2	0.3	15.4	15.2	0.2	8.2	8.1	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	0.2	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.4	0.3	0.0	0.2	0.2	0.0
情報通信業	1.8	1.5	0.3	2.5	2.2	0.2	3.5	3.4	0.1	4.9	4.8	0.1
運輸業、郵便業	2.9	2.5	0.4	3.0	2.7	0.2	5.8	5.6	0.1	5.9	5.9	0.1
卸売業、小売業	24.6	23.8	0.8	22.5	21.5	0.9	20.0	20.0	-0.1	19.4	19.4	0.0
金融業、保険業	1.9	1.6	0.3	1.6	1.5	0.2	2.6	2.6	0.1	2.2	2.1	0.0
不動産業、物品賃貸業	6.8	7.3	-0.5	9.2	9.8	-0.6	2.6	2.8	-0.1	3.4	3.5	-0.1
学術研究、専門・技術サービス業	5.0	4.9	0.1	6.4	6.5	-0.1	3.6	3.7	0.0	5.4	5.4	0.0
宿泊業、飲食サービス業	10.1	11.6	-1.5	9.9	10.9	-0.9	7.8	8.1	-0.3	8.4	8.5	-0.1
生活関連サービス業、娯楽業	5.9	8.4	-2.5	6.1	7.5	-1.4	3.4	3.8	-0.3	3.5	3.6	-0.2
教育、学習支援業	2.6	3.2	-0.6	3.4	4.0	-0.6	3.3	3.4	0.0	4.3	4.3	0.0
医療、福祉	9.8	9.0	0.8	11.9	11.5	0.4	14.3	14.1	0.2	16.5	16.5	0.1
複合サービス事業	0.7	0.6	0.1	0.4	0.3	0.0	0.8	0.8	0.0	0.3	0.3	0.0
サービス業 (他に分類されないもの)	8.2	7.2	1.0	6.9	6.3	0.5	9.2	9.0	0.2	11.0	10.9	0.1

注：調整ありとは、2021年の数字から「常用雇用者規模0人の個人経営の事業所」の数字を引いた値。

出所：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」、総務省「令和6年経済センサス基礎調査」より
り浜銀総研作成

年)は、調整なしのケースで0.96であるが、調整ありのケースでは、分母である全国の方が分子よりも構成比の低下ペースが大きかったことから、特化係数は1.01と1を超える結果となった。「令和3年経済センサス活動調査」において、現実を捉えているのは調整なしの0.96の特化係数であるが、「令和6年経済センサス基礎調査」では、そもそも「雇用者のいない個人経営の事業所」を調査対象外としているため、こうした問題が特化係数に生じている可能性がある。全国とある地域で構成比がほぼ同じ(特化係数が1に近い)場合、調整によって1を超えたり、下回ったりするため、注意が必要である。特に、図表4で確認した通り、従業者でも、宿泊業、飲食サービス業と生活関連サービス業は調整による構成比の低下が他業種よりも大きいため、この2業種の特化係数については、慎重に解釈を行うべきである。

ここまでみてきた分析は、図表1にある通り、産業中分類、産業小分類ベースで行うことも可能である。分析の対象が都道府県別、大都市別に限定される点は残念であるが、本稿の提示する調整は、地域別の経済構造及び産業構造の時系列での把握を一定程度可能にしていると考えられる。

執筆者紹介



遠藤 裕基（えんどう ゆうき）
浜銀総合研究所 調査部 上席主任研究員
神奈川県経済及び労働・雇用関連の調査業務を担当。

浜銀総合研究所では、景気動向に関するレポートなどの発行情報をメールにてお知らせしています。ご関心のある方は、下記のサイトより、「レポート更新情報お知らせメール」（無料）にご登録ください。

【URL】 https://www.yokohama-ri.co.jp/html/inquiry/inquiry_repo.html?nno=5

本レポートの目的は情報提供であり、売買の勧誘ではありません。本レポートに記載した内容は、レポート執筆時の情報に基づく浜銀総合研究所・調査部の見解であり、レポート発行後に予告なく変更することがあります。また、本レポートに記載されている情報は、浜銀総合研究所・調査部が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取り扱いいただきますようお願いいたします。